

渋川市条件付き一般競争入札(事後審査方式)実施要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市が発注する建設工事のうち、一定の資格要件を満たした者によって行われる条件付き一般競争入札において、入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を入札後に行う競争入札(以下「一般競争入札(事後審査方式)」という。)の実施に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)、渋川市契約規則(平成18年渋川市規則第49号、以下「契約規則」という。)等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札(事後審査方式)による競争入札の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が1,000万円以上の工事規模のうちから、工事内容、工期等を勘案して選定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札(事後審査方式)の入札参加資格は、渋川市の建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の時までの間、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 対象工事に共通する要件

- ア 自治令第167条の4の規定に該当していない者であること。
- イ 渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- エ 当該工事の設計業務等の受注者との関連に関する要件を満たしている者であること。
- オ 他の入札参加者との関係に関する要件を満たしている者であること。

(2) 対象工事ごとに定める要件

市長は、対象工事に応じて次に掲げる要件の中から適切なものを選択するものとする。

- ア 資格者名簿の格付け又は総合数値に関する要件を満たしている者であること。
- イ 一般建設業又は特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

- ウ 同種工事の施工実績に関する要件を満たしている者であること。
- エ 監理技術者又は主任技術者に関する要件を満たしている者であること。
- オ 事業者の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- カ その他市長が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

(入札参加資格等の決定)

第4条 市長は、以下の事項については、渋川市建設工事入札審査会（以下「審査会」という。）で審議のうえ決定するものとする。

- (1) 前条に規定する入札参加資格の詳細に関すること。
- (2) 第8条第4項に規定する決定に関すること。
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(入札の公告)

第5条 入札の公告は、自治令第167条の6及び契約規則第3条に基づき、渋川市公告式条例（平成18年条例第3号）に定める掲示場に掲示するほか、渋川市ホームページへの掲載、新聞への掲載等の適切な方法により公告するものとする。

(入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第6条 市長は、一般競争入札（事後審査方式）において、入札参加申請書及び入札参加資格を確認するための資料（以下「入札参加資格確認資料」という。）を、入札日以前で市長が指定した日までに、入札参加希望者から提出を求めることとする。

- 2 提出方法は郵送によるものとし、郵便書留等の配達記録が残るものとする。
- 3 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料を指定した日までに提出しない者は、入札に参加できないものとする。

(入札執行及び落札候補者の決定)

第7条 入札は、入札執行の日時を指定して行うものとする。

- 2 工事規模により必要な場合は、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額積算内訳書の提出を求めることとする。
- 3 市長は、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。
- 4 落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより、順位を決定する。

(入札参加資格審査及び落札者の決定)

第8条 市長は、落札候補者の入札参加資格の審査を行う。

2 市長は、前項の審査の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合は、当該者を落札者と決定し、落札者決定通知書により速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行うものとする。

4 市長は、前項の場合においては、次の事項について、審査会において審議のうえ決定するものとする。

(1) 落札候補者及び次順位以降の者に入札参加資格がないこと

(2) 入札参加資格のある者を確認し、その者を落札者とすること

5 市長は、前項の審査会の審議の結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を併せて通知することとする。

6 市長は、落札者に対しては、原則として、次条の期間の終了後に、落札者決定通知書により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知を行った日の翌日から起算して5日(渋川市の休日定める条例(平成18年渋川市条例第2号)第1条に規定する市の機関の休日を含まない。)以内に、市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができることとする。

(入札結果等の公表)

第10条 市長は、落札候補者及び落札者が決定した場合は、速やかに、これを公表する。

(入札の無効)

第11条 入札に際し、不正な行為等があった場合、当該入札者の入札を無効とする。

2 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

(電子入札による手続)

第12条 ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、前各条に定め

るほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。